

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 訓令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令  
○公印規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一  
(私学文書課) 一

ページ

## 訓令 甲

○宮城県訓令甲第十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

### 事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務部長の私学文書課に係る専決事項の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第十一条の規定による不正利得の徴収

別表第一私学文書課長の専決事項の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 就学支援金の受給資格の認定(第五条)

ロ 就学支援金の支給(第七条)

ハ 就学支援金の支給の停止(第九条)

別表第一経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項第七号中ロを削り、ハをロとし、

二をハとし、同号ホ中「(第二十四条の六の十一)」を「(第二十四条の六の十二)」に改め、同号ホを同号ニとし、同表農産園芸環境課長の専決事項の項第四号中「第六条」を「第三条」に、「配付の決定」を「配付価格の決定及び告示」に改め、同表農業改良普及センター所長の専決事項の項の次に次のように加える。

農業・園芸総合研究所長

主要農作物原種配付規則の施行に関する次のこと。

イ 配付の決定(第六条)

ロ 配付の決定の取消し等(第八条)

ハ 種子の安定生産に関する指導及び報告の徴収(第九条)

附則

この訓令は、平成二十二年六月十七日から施行する。ただし、別表第一経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項第七号の改正規定(同号ホの改正規定を除く。)は、同月十八日から施行する。

○宮城県訓令甲第十五号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

### 公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

農業改良普及センター	方二八	宮城県印良夕用	各農業改良普及センター
タ	方二八	宮城県知事(普及)	各農業改良普及センター
イ	方二八	宮城県知事(普及)	各農業改良普及センター

を

この訓令は、平成二十二年六月十七日から施行する。

附 則

農 業 ・ 園 芸 綜 合 研 究 所 用	農 業 改 良 普 及 セ ン タ 用
方 二 八	方 二 八
宮 城 県 知 事 印 農 業 ・ 園 芸 綜 合 研 究 所	宮 城 県 知 事 印 農 業 改 良 ( 普 及 名 ) 所 用
農 業 ・ 園 綜 合 研 究 所 長	各 農 業 改 良 普 及 セ ン タ 長

に改める。